

フロン類回収業者の登録の手引き

川崎市環境局廃棄物指導課

令和 7 年 4 月

はじめに

川崎市内において、使用済自動車からフロン類の回収を業として行うためには、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、川崎市長の登録を受けなければなりません。

この手引きは、フロン類回収業者の登録手続き等について説明しています。

法の目的

この法律は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

1 使用済自動車とは・・・

使用済自動車とは、自動車のうち、その使用を終了したものをいいます。

なお、フロン類回収業者は、引取業者から引き渡され、フロン類の回収が終了した使用済自動車を速やかに解体業者に引き渡さなければなりません。

2 フロン類回収業者の登録をする必要のある方は・・・

川崎市内で、使用済自動車からフロン類の回収を業として行おうとする事業者は、川崎市長の登録を受けなければなりません。

3 登録手続きをするには・・・

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課（川崎市川崎区宮本町 1 番地、川崎市役所本庁舎 20 階、TEL 044-200-2593）に、登録申請書を提出してください。

受付時間は**平日月曜日から金曜日の午前 9 時から 11 時までと、午後 1 時から 2 時まで**です。（時間厳守）

※祝日及び年末年始の休庁期間は除きます。

情報管理センターへの登録について

★ 情報管理センター（公益財団法人 自動車リサイクル促進センター）が運用する自動車リサイクルシステムへ事業者登録の手続きを行う必要があります。

○自動車リサイクルシステムの登録についての問い合わせ先

・自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター

電話 050-3786-8822（平日 9:00～18:00、土日祝日休業）

○自動車リサイクルシステム全般

・自動車リサイクルシステムコンタクトセンター

電話 050-3786-7755（平日 8:30～20:00、土日祝日 9:00～18:00）

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター内

〒105-0012 東京都港区芝大門 1-1-30

4 登録申請手続

(1) 登録申請書の提出

提出部数は、正本 1 部、副本 1 部（但し、副本は申請者の控え）としてください。なお、副本は正本のコピーでもかまいません。

種 類	内 容
申請書	フロン類回収業者登録申請書（様式第三号）
添 付 書 類	申請者が法第 56 条第 1 項各号（第 1 号から 7 号）までのいずれにも該当しないことについての誓約書（要領様式第 9 号）
	申請者が個人である場合は、住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等）の記載のあるもの）
	申請者が法人である場合は、登記事項証明書（商業登記法に係るもの）
	申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等）の記載のあるもの）（法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書（商業登記法に係るもの））
	フロン類回収設備の所有権（若しくは使用権原）を有することを証する書類
	フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
	フロン類回収業者（変更）登録通知書の写し（更新申請時）

※ 住民票の写し及び登記事項証明書は、**発行後 3 か月以内のもの**を提出してください。

☆登録基準について

○ 登録を行うには次の基準を満たすことが必要となります。

- ・ 使用済自動車の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。
- ・ 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収するフロン類の種類に対応するものであること。

○ また、欠格要件（法第56条第1項各号）に該当していないことが必要となります。

(2) 登録申請手数料：4,000円（新規登録申請、更新登録申請とも同額）

申請の際には手数料が必要です。申請書の記載内容について**事前に窓口担当者の確認を受けた後に**、納付書により指定金融機関に振込みしてください。

※ 登録通知書の郵送を希望される方は、A4版の入る返信用封筒に簡易書留料金＋定形外郵便料金分の切手を貼り（レターパックプラスでも可）、申請時にご持参ください。

5 登録後のフロン類回収業者の責務は・・・

(1) 引取義務

フロン類回収業者は、引取業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取らなくてはなりません。（法第11条）

※正当な理由とは

その他やむを得ない事由により、使用済自動車の引取りが困難である場合（例：事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難である場合）

ア 使用済自動車に異物が混入している場合（例：使用済自動車に他のごみが詰められている場合）

イ 使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合（例：大量一括持ち込みの要請がある場合、乗用車販売店に大型商用車が持ち込まれる場合等自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合）

ウ 使用済自動車の引取りの条件が通常取引と著しく異なるものである場合（例：極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合、条件交渉なく一方的に使用済自動車が置いていかれてしまう場合）

エ 使用済自動車の引取りが法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合（例：盗難車と分かっている引き取る場合、高圧ガス保安法違反になる場合等）

(2) 回収したフロン類の引渡義務

フロン類回収業者は、使用済自動車を引き取ったときは、フロン類回収基準に従ってフロン類を回収し、自ら再利用する場合を除き、フロン類運搬基準に従って、自動車製造業者等に引き渡さなくてはなりません。(法第12条、第13条、第22条)

☆フロン類回収基準及びフロン類運搬基準は、フロン回収破壊法の基準と同じです。

ア フロン類回収基準

- (ア) 使用済自動車の冷媒回収口における圧力（絶対圧力をいう。以下同じ。）の値が、一定時間が経過した後、下表第1の左欄に掲げるフロン類の充てん量に応じ、右欄に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。

(表第1)

フロン類の充てん量	圧力
2kg未満	0.1MPa
2kg以上	0.09MPa

- (イ) フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者※が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

※十分な知見を有する者とは

自動車の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した方、例えば、フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者、自動車電気装置整備士、その他自動車整備業務、エアコン整備業務、フロン類回収業務の経験を有する者等が十分な知見を有する者と考えられます。

イ フロン類運搬基準

- (ア) 回収したフロン類の移充てんをみだりに行わないこと。
- (イ) フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

(3) 引渡義務

フロン類回収業者は、フロン類を回収した使用済自動車を、解体業者へ引き渡さなくてはなりません。(法第14条)

(4) 報告義務

使用済自動車の引取り・引渡しとフロン類の引渡しから3日以内に、自動車リサイクルシステムを利用して、情報管理センター（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡実施報告を行わなくてはなりません。

また、毎年度終了後1月以内に、事業所ごとに、フロン類の再利用量等（下記参照）を、情報管理センター（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）に報告しなくてはなりません。(法第81条第3～6項)

＜毎年度、事業所ごとに定期報告が必要な項目＞

- ・年度内に自動車製造業者等又は指定再資源化機関（公益財団法人 自動車リサイクル促進センター）に引き渡したフロン類の種類（CFC・HFC）ごとの量
- ・年度内に再利用をしたフロン類の種類（CFC・HFC）ごとの量及び当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号
- ・年度終了の日において保管していたフロン類の種類（CFC・HFC）ごとの量

なお、法に定める手数料を納めて移動報告を書面で提出することができ

※電子マニフェストとは

法では、各関連事業者（引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者）が使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際、一定期間にその旨を情報管理センター（公益財団法人 自動車リサイクル促進センター）に原則パソコンによる電子情報で報告する電子マニフェスト制度を導入しています。

電子マニフェストの主な機能は、

- ① 使用済自動車等の適正な引取り・引渡しの確保
- ② リサイクル料金等の支払いの証拠
- ③ 関連制度への情報提供
- ④ 使用済自動車等に関する統計情報の整備

が挙げられます。電子マニフェストを使用することにより、情報管理センターが情報を一元管理することが可能となり、使用済自動車等の移動に伴うマニフェストの送付・回付の際の紛失・混乱が防止され、閲覧も可能となります。

ます。（法第82条第3項）

(5) 運搬時の義務

フロン類回収業者が、使用済自動車を自ら運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要ですが、廃棄物処理基準に従わなくてはなりません。（法第122条第7項）

(6) 標識の掲示を行う義務

フロン類回収業者は、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、縦・横20cm以上であって、氏名又は名称、回収しようとするフロン類の種類、登録番号を記載した標識を掲げる必要があります。（法第59条）

(7) 次の届出を行う義務（法第57条、第59条）

フロン類回収業者は、廃業や住所や名称の変更があった場合、廃業又は変更が発生した日から30日以内に廃業等の届出書または変更届出書を川崎市長に提出しなければなりません。

ア 廃業等の届出 → 【廃業等届出書 [第2号様式(川崎市)]】 当該事実が発生した日から30日以内に届出		
【添付書類】		
(ア) フロン回収業者（変更）登録通知書		
(イ) フロン回収業者（変更）登録通知書を亡失したときは、亡失した旨を記載した書類		
(ウ) 廃業等をした者と届出者の関係を確認するため、下記の表の「廃業の事由」に応じた関係を証明する書類の写し		
廃業等の事由	届出者	関係を証明する書類
死亡した場合	その相続人	相続人の戸籍謄本
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員	消滅した法人の登記事項証明書
法人が破産手続き開始の決定により解散した場合	その破産管財人	破産した法人の登記事項証明書
法人が合併及び破産手続き開始の決定以外の理由により解散した場合	その清算者	解散した法人の登記事項証明書
フロン類回収業を廃止した場合	個人又は法人を代表する役員	廃止した法人の登記事項証明書

イ 変更の届出 → 【変更届出書〔省令様式第4号〕】
次に掲げる事項に変更があったときは、当該事実が発生した日から30日以内に届出

変更事項	添付書類
(ア) 個人の氏名及び住所	○ 誓約書（要領様式第9号） ○ 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等）の記載のあるもの）（氏名及び住所の変更前及び変更後の内容が確認できるもの） ○ フロン類回収業者（変更）登録通知書の写し
(イ) 法人の名称及び所在地	○ 誓約書（要領様式第9号） ○ 登記事項証明書（法人の名称及び所在地の変更前及び変更後の内容が確認できるもの） ○ フロン類回収業者（変更）登録通知書の写し
(ウ) 事業所の名称及び所在地	○ 誓約書（要領様式第9号） ○ フロン類回収業者（変更）登録通知書の写し
(エ) 法人の役員	○ 誓約書（要領様式第9号） ○ 登記事項証明書（役員が就任、退任したことなど変更前及び変更後の内容が確認できるもの） ○ フロン類回収業者（変更）登録通知書の写し
(オ) 法定代理人	○ 誓約書（要領様式第9号） ○ 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等）の記載のあるもの）（法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書（商業登記法に係るもの））（氏名及び住所の変更前及び変更後の内容が確認できるもの） ○ フロン類回収業者（変更）登録通知書の写し
(カ) 回収しようとするフロン類の種類、フロン類回収装置の種類、能力及び数 <u>但し、フロン類回収装置の能力又は数の変更であって、回収しようとするフロン類の種類を変更しない場合を除く。</u>	○ 誓約書（要領様式第9号） ○ フロン類回収設備の所有権を有することなどを証明する書類 ・自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうちのいずれかの写し ・自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうちのいずれかの写し ・所有権を有することを証明する書類がない場合は、フロン類回収設備の所有権を有することを誓約する書類 ○ フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 ・変更届出書に記載された項目について、それを説明する書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し ○ フロン類回収業者（変更）登録通知書の写し

※ 変更・廃業等届出書に係る書類は、正・副2部作成し、提出してください。

※ 変更・廃業等届出書の郵送でも受付しております。変更に伴い交付されるフロン類回収業者変更登録通知書の郵送を希望される方は、A4版の入る返信用封筒に簡易書留料金＋定形外郵便料金分の切手を貼り（レターパックプラスでも可）、申請時にご持参ください。

(8) 登録の更新について

登録有効期間は5年間です。期限が到来するときは、更新申請の手続きを行う必要があります。更新登録の手続は有効期限の2か月前から受付をします。遅くとも1か月前までに申請して下さい。

登録の更新記載例

様式第三（第五十条関係）

フロン類回収業者 ^{登 録}
登録の更新 申請書

※登録番号	
※登録年月日	

令和〇年 〇月 〇日

(宛先) 川 崎 市 長

(郵便番号) **216-XXXX**
住 所 **川崎市宮前区△-△△**
氏 名 **株式会社 宮前電装**
代表取締役 宮前 一郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 **044-△△△-XXXX**
FAX番号 **044-△△△-△△XX**

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）		
	(ふりがな) 氏 名	役職名
	みやまえ いちろう 宮前 一郎	代表取締役
	みやまえ じろう 宮前 二郎	取締役
	みやまえ さぶろう 宮前 三郎	監査役
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）		
	(ふりがな) 氏 名	
	住 所	(郵便番号)
		電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）			
	名 称		
	(ふりがな) 代表者の氏名		
	住 所	(郵便番号) 電話番号	
法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）			
	(ふりがな) 氏 名	役職名	
事業所の名称及び所在地			
	名 称	株式会社 宮前電装 東名川崎事業所	
	所在地	(郵便番号) 216-XXXX 川崎市宮前区△-△△ 電話番号 044-△△△-XXXX	
回収しようとするフロン類の種類			
	CFC	○	
	HFC	○	
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
	設備の種類	能 力	
		200g/min 未満	200g/min 以上
	CFC用	台	台
	HFC用	台	台
	CFC、HFC兼用	台	1台

事業所が複数ある場合は、この欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載してください。

- 備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 3 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

誓 約 書

申請者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第56条第1項第1号から第7号に該当しない者であることを誓約します。

令和 ○○年 □□月 △△日

（宛 先）川 崎 市 長

申 請 者

住 所 **川崎市宮前区△-△△**

株式会社 宮前電装
氏 名 **代表取締役 宮前 一郎**

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

様式第四（第五十三条関係）

フロン類回収業者変更届出書

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

（宛先）川 崎 市 長

屋号を使用している場合でも、個人名を記入してください。

（郵便番号）〇〇〇－××××
住 所 **川崎市中原区〇〇－××**
氏 名 **中原 幸男**

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 **〇 4 4**－〇〇〇－××××
FAX 番号 **〇 4 4**－〇〇〇－××〇〇

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第20572〇〇〇〇〇〇号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第57条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	中原オートサービス 川崎市中原区〇－△△△	中原商店 川崎市川崎区〇〇－〇〇
変更の理由	事業所の名称及び事業所所在地の変更	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第四（第五十三条関係）

フロン類回収業者変更届出書

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

（宛先）川 崎 市 長

（郵便番号） **2 1 6** - × × × ×
 住 所 **川崎市宮前区△-△△**
株式会社 宮前電装
 氏 名 **代表取締役 宮前 一郎**
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号 **0 4 4** - △ △ △ - × × × ×
 FAX番号 **0 4 4** - △ △ △ - △ △ × ×

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第 2 0 5 7 2 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第 5 7 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	<u>C F C、H F C兼用 1台</u> みやまえ いちろう 宮前 一郎（代表取締役） みやまえ じろう 宮前 二郎（取締役） みやまえ ゆりこ 宮前 百合子（監査役）	<u>C F C用 1台、H F C用 1台</u> みやまえ いちろう 宮前 一郎（代表取締役） みやまえ じろう 宮前 二郎（取締役） みやまえ さぶろう 宮前 三郎（監査役）
変更の理由	役員の変更 フロン類回収設備の種類の変更	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第2号様式

フロン類回収業廃業等届出書					
令和〇〇年 〇〇月 〇〇日					
(あて先) 川 崎 市 長					
法人の合併に伴い廃業等をした 場合の届出者は、廃業等をした法 人の代表者個人となりますので、 その代表者個人の住所、氏名等を 記載してください。	届出者 郵便番号 216-△△△△ 住 所 川崎市宮前区〇〇-〇〇 氏 名 宮前 一郎 電話番号 044-△△△-×××× FAX番号 044-△△△-△△××				
使用済自動車の再資源化等に関する法律第59条において準用する同法第48第1項の規定により、次のとおり届け出ます。					
廃業等をした者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">住 所</td> <td style="padding: 5px;">川崎市宮前区△-△△</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"> 株式会社 宮前電装 代表取締役 宮前 一郎 </td> </tr> </table>	住 所	川崎市宮前区△-△△	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	株式会社 宮前電装 代表取締役 宮前 一郎
住 所	川崎市宮前区△-△△				
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	株式会社 宮前電装 代表取締役 宮前 一郎				
登 録 番 号	第20572〇〇〇〇〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇				
登 録 年 月 日	平成 〇〇年〇〇月〇〇日				
廃業等の年月日	令和 〇〇年〇〇月〇〇日				
廃業等の理由	☐ 廃止 ☐ 死亡 ☒ 合併 ☐ 破産手続き開始の決定 ☐ 合併又は破産手続き開始の決定以外の理由による解散				
廃業等をした者との関係	☐ 本人 ☐ 相続人 ☒ 役員 ☐ 破産管財人 ☐ 清算人				